

## ◎新潟県告示第160号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成29年2月21日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 起業者の名称  
三条市
- 2 事業の種類  
三条市スポーツ・文化・交流複合施設（仮称）駐車場整備事業
- 3 起業地
  - (1) 収用の部分  
三条市西裏館二丁目地内
  - (2) 使用の部分  
なし

### 4 事業の認定をした理由

#### (1) 法第20条第1号の要件への適合性

三条市スポーツ・文化・交流複合施設（仮称）駐車場整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第32号に規定する「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に関する事業に該当するため、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

#### (2) 法第20条第2号の要件への適合性

起業者は、本件事業に必要な用地の先行取得を県央土地開発公社に委託し、同公社は平成28年度の事業計画において本件事業用地の取得に係る予算措置を講ずるとともに、起業者は、本件事業に必要な経費について、来年度以降も予算措置することを確約していることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

#### (3) 法第20条第3号の要件への適合性

##### ア 得られる公共の利益

三条市では、起業地に隣接する同一敷地内に、三条市体育文化センターと三条市総合体育館を有し、市の中核的な屋内体育施設として長年大勢の市民から利用されてきた。しかし、体育文化センターは耐震診断の結果、倒壊の危険性が高いことが判明し、一方、総合体育館は供用開始から37年目となり老朽化が著しく設備に不具合が見られることから、市では両施設を解体し、両方の機能を兼ね備えた新たな複合施設（以下「複合施設」という。）を現在の敷地内に建て替えることを決定した。

しかし、現在の各施設は、駐車場がもともと不足しており、週末の各種大会の際には、路上駐車や近隣の商業施設に無断駐車が発生しており、地域住民から苦情や駐車場拡充の要望が寄せられている状況であった。新たな複合施設は、現在の各施設よりも規模を拡大するため、敷地内にあった駐車場を縮小せざるを得ないことから、駐車台数の確保のため、起業地に駐車場を整備するものである。

本件事業の実施により、複合施設建設に伴う駐車場不足が改善され、施設利用者への利便性が向上するとともに、迷惑駐車やの解消など周辺地域の生活環境の向上につながることから、本件事業は公益に大きく資するものである。

本件事業による周辺環境への影響として、供用後の排気ガスや騒音が懸念されるが、二方を田と接し、一方は商業施設の駐車場と面しているため、住家への影響はほとんどないと考えられるが、市は排気ガス対応のフェンスを施し、万全の対策を講じていることから、周辺環境への影響は小さいものと考えられる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

##### イ 失われる利益

本件事業地は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく埋蔵文化財包蔵地及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づく鳥獣保護区のいずれにも含まれておらず、また起業地の現況は田であるが、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づく農用地区域に該当しない旨、それぞれ市の担当課に確認している。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は少ないものと認められる。

##### ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地については、複合施設の利用者にとって利便性がよいこと等を条件に3箇所を選定し、社会的条件や経済的条件をも考慮して比較検討した結果、複合施設への出入りがしやすく騒音など

の懸念も小さい本件起業地が最適地であり最も合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

市の中核的な存在であった屋内体育施設に代わる新たな複合施設の建設は、市民が待ち望んでおり、当該施設の供用開始までに駐車場を整備する必要があることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

よって、法第20条の規定により、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

三条市役所三条庁舎（三条市福祉保健部健康づくり課）